

◆薬物乱用防止

- POINT1：大麻所持や使用等による若者の検挙者が急増
- POINT2：“大麻は海外で合法”・“市販薬だから用法は守らなくても安全”などの**誤った情報に流されないことが重要。**

【相談窓口】薬物使用について悩んでいる場合迷わず以下に相談ください。
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/other/madoguchi.html> (厚生労働省「薬物乱用防止窓口一覧」)

◆いわゆる「闇バイト」に関する被害防止

- POINT1：一般のアルバイト求人サイトに掲載されているなど、手口は年々巧妙になっているため、目先の報酬に目がくらみ、甘い言葉に惑わされないよう、気を付けることが大切。
- POINT2：被害にあった場合や既に心当たりがある場合は、**更なる重大な犯罪を行う前に勇気をもって警察に相談することが大切。**

【相談窓口】
○関わってしまった場合
#9110 (警察庁総合相談センター)

○被害にあった場合
03-3597-7830 (犯罪被害者ホットライン)
<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/madoguchi/sogo.html>

◆消費者被害防止・詐欺的な投資勧誘による被害防止

- POINT1：“インターネット販売はクーリングオフ規定ができない”・“契約は双方の同意を得た時点で成立（口約束でも成立）”など、**契約を行う際には正しい知識を身に付けておくことが大切。**
- POINT2：悪質商法等の被害に加え、SNSの普及により、誤った広告内容に惑わされる事例や、**一部の悪質なホストクラブなどにおいて、不当な勧誘を行い契約を結ばせる等の事案**など、**被害が多様化している**ことにも注意が必要。
- POINT3：「オイシイ投資話」にすぐに飛びつくのではなく、**一旦考えたり、信頼できる身の回りの人に相談することが大切。**

【啓発資料】
「社会への扉」（消費者庁：若年者向け消費者教育教材）
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/assets/teaching_material_240508_0001.pdf

【相談窓口】
☎188 (いやや!) (消費者ホットライン)
https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/
☎0570-016811又は03-5251-6811 (金融サービス利用者相談室)
<https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/index.html>

◆飲酒事故防止

- POINT1：「**イッキ飲み**」は急性アルコール中毒を引き起こす可能性があるほか、**場合によっては生命の危険につながることもあるので、自分がしないだけでなく、人にもさせてはいけない。**
- POINT2：**未成年の飲酒**は健康被害だけでなく、**アルコール依存症**のリスクを高めるため、**絶対にしてはいけない。**

【相談窓口】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176279.html>
(厚生労働省「アルコール健康障害対策 5. 相談期間等」)

◆メンタルヘルスケア

●POINT1：悩みや困りごとがある場合は、**大学等の学生相談窓口や、右の相談窓口へ気軽に相談**してください。

●POINT2：また、身近に悩んでいる人がいたら、**声をかけたり、温かく見守るなど、ゲートキーパー※と言われる存在**になってみましょう。

※ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人（特別な研修や資格は不要）

【相談窓口】（SNS・電話相談窓口）

厚生労働省「まもろうよこころ（電話相談・SNS相談窓口一覧）」

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

【啓発資料】

厚生労働省「ゲートキーパーになろう！」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/gatekeeper1.html

◆学生アルバイト問題・労働法制の啓発

●POINT1：大学学部（昼間部）の**83.8%がアルバイトに従事**しており、就職活動をはじめ、**学生の多くが労働問題に直面**。

●POINT2：アルバイトや就職先を決める際は**事前に労働条件をよく確認する**など、**適切な労働条件が確保されているか確認することが重要**。

【啓発資料】

厚生労働省「アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001221082.pdf>

厚生労働省「これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mangaroudouhou.html>

【相談窓口】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000481108.pdf>

厚生労働省「働く人のための相談窓口」

◆過激派対策等

●POINT1：**団体名を秘匿したまま、サークルやボランティア団体として活動**しており、一度関わってしまうと、**巧妙なマインドコントロールによって本人の力では抜け出せなくなってしまうケース**が多い。

●POINT2：不安に感じたり、違和感があったら、**迷わず大学等の学生相談窓口やカウンセラー等に相談**することが大切。

【啓発資料】

公安調査庁「オウム真理教の危険性」

<https://www.moj.go.jp/psia/aum/pdf/001415046.pdf>

警察庁「極左暴力集団の現状等」

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kyokusa-1.pdf>

◆その他

○人権・ハラスメントに関する相談窓口

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別について窓口は以下のとおりであり、法務局の職員等が対応。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html（法務省「人権相談」）

○性暴力被害に関する相談窓口

性犯罪・性暴力に関する相談窓口であり、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関との連携も実施。

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html（内閣府「ワンストップ支援センター」）